

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	連結財務諸表規則ガイドライン
企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」	四半期会計基準
企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」	中間会計基準

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	国際財務報告基準第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」については、連結財務諸表規則第 312 条に規定する指定国際会計基準とすることは適切ではないのではないのでしょうか。 四半期会計基準については、先般、「金融商品取引法の規定により提出される財務諸表」を作成するうえで必要となる企業会計の基準を財務諸表等規則において告示指定することとされているという理由により指定から除外されています。 この点、国際財務報告基準第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」については、金融商品取引法の規定により提出される連結財務諸表を作成するうえで必要となる国際財務報告基準ではないと考えられます。 そのため、仮に国際財務報告基準第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」について連結財務諸表規則第 312 条に規定する指定国際会計基準とする場合には、四半	連結財務諸表規則第 312 条において、国際会計基準の指定は、「国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの」とされています。また、連結財務諸表規則ガイドライン 312-1 において、連結財務諸表規則第 312 条に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合に関して、「当該企業会計の基準を定めるに当たっては、内容が明確なものとして企業会計の基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものかどうかを確認する」手続

	期会計基準を指定から除外したこととの整合性が欠如することになると考えられます。	によるものとされています。 上記手続きに従い、「国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められる」基準については、指定国際会計基準として告示指定する必要があると考えられます。 ご意見にあった四半期会計基準については、金融商品取引法上の四半期報告書制度が廃止され、半期報告書制度となることを受けて、中間会計基準が新たに告示指定されるとともに四半期会計基準が告示指定から除外されたものであり、今回、国際財務報告基準第19号を告示指定する上記の趣旨と整合性が欠如するものではないと考えられます。
--	--	--